

e ワラント外国証券取引口座約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 100px;">(削る)</p> <p>(3) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第32条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>(3) 第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない場合</u></p> <p><u>(4) ~ (7) (省略)</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第32条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p>

保護預り約款【新旧対照表】

2019年7月1日作成

(下線部変更)

新	旧
<p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法（以下 当社は、「金商法」といいます。）第2条1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u></p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第13条～第16条 (条の繰上げ)</p> <p>(情報の確認及び資料の提出、取引の制限等)</p> <p>第17条 当社は、お客様（法人のお客様の実質的支配者を含みます。）の職業・地位、事業の内容、<u>国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項（以下「お客さま等情報」といいます。）又は具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。また、お客様は、お客さま等情報に変更があった場合又は変更が予定されている場合には、速やかに当社に届け出るものとします。</u></p> <p>2 お客様から正当な理由なく前項の届け出がない</p>	<p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法（以下 当社は、「金商法」といいます。）第2条1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>都合によりお預りしないことがあります。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(受領証の交付)</p> <p>第13条 当社は、お客様より有価証券等の寄託を<u>受入れる場合、受領証を交付します。</u></p> <p>2 お客様より寄託を受ける有価証券について、<u>無効または流通に支障のある時は、当該有価証券の寄託の受入れを行いません。</u></p> <p>3 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、<u>寄託の受入れを行わない場合があります。</u></p> <p>第14条～第17条 (省 略)</p>

新	旧
<p>場合、前項の各種確認や資料提出の依頼に対し何ら回答なく指定された期限が経過した場合、その他お客様がこの約款に違反し又はお客様等情報もしくは具体的な取引の内容等に照らし、お客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</p> <p>3 <u>第1項に定める各種確認や資料提出の依頼に対するお客様の回答及び提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客様の説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入出金を含む取引の一部又は全部を制限又は停止することがあります。</u></p> <p>4 <u>第2項及び第3項に定めるいずれの取引の制限等についても、お客様からの合理的な説明等に基づき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合は、取引の制限等を解除します。</u></p> <p>(解約) 第18条 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 1・2 (現行どおり) (削除)</p> <p>3～8 (現行どおり)</p> <p>9 <u>お客様の事情により、当社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客様より前条に定める確認又は資料の提出がないとき</u></p> <p>10 <u>お客様の口座が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はその恐れがあると合理的に認められるとき</u></p>	<p>(解約) 第18条 次に掲げる場合は、契約は解除されます。 1・2 (省 略)</p> <p>3 <u>第27条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u></p> <p>4～9 (省 略)</p>

新	旧
<p>(この約款の変更)</p> <p>第27条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当方法により周知します。</u></p>	<p>(この約款の変更)</p> <p>第27条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>